

平成 26 年 7 月 30 日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る
取扱い及び指導の要領について」（依命通達）及び「優良自動車整備
事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について

前略、国土交通省では、「独立行政法人の事務、事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」に基づいて自動車検査法人の継続検査に係る事業等の見直しをするために、当会に整備業界の意見集約の要請があり、「指定整備工場の指定要件の緩和等の対策案（国土交通省）に関する意見照会（日整連第 24-302 号）」を行い、照会項目のうち指定整備工場の工具要件の見直し等について国土交通省に報告しておりました。

このたび、同省より、当会等の意見及び自動車技術の動向及び整備技術の状況を踏まえ、標記通達の一部を改正し、その旨の通知が別添のとおりありましたので、下記改正概要と併せて取り急ぎお知らせ致します。

なお、本件につきましては、後日改めて貴会専務理事宛にお知らせします事を申し添えます。

草々

記

【改正概要】

1. 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

① 削除された項目

- 旧番号 1-8 シャシ・ルブリケータ
- 旧番号 1-13 レギュレータ・テスト
- 旧番号 1-14 コンデンサ・テスト
- 旧番号 1-15 コイル・テスト

② 変更された項目

- 新番号 1-9 ホイール・バランス 審査の基準 ○→△
(ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあっては必要)
- 新番号 1-12 電子機器 備考欄 オシロスコープ等→外部診断器等

2. 優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）

① 削除された項目

第1表 一種整備工場及び二種整備工場

種別C 旧番号2 シャシ・ルブリケータ

種別E 旧番号2 レギュレータ・テスタ

種別E 旧番号3 コンデンサ・テスタ

種別E 旧番号4 コイル・テスタ

第4表 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別F 旧番号11 ノズル・テスタ

種別H 旧番号1 亀裂点検装置

第5表 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別F 旧番号6 亀裂点検装置

② 変更された項目

第1表 一種整備工場及び二種整備工場

種別C 新番号3 ホイール・バランス ○→△（一種二種ともに）

（ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあっては必要）

種別E 新番号2 電子計測機器 備考欄 オシロスコープ等→外部診断器等

第3表 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種別E 番号3 部品洗淨そう→部品洗淨槽

第5表 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別D 番号2 ビート・ブレーカ→ビード・ブレーカ

3. 施行日

平成26年7月28日

以上

（本件に関する問合せ：事業部指導課 加瀬・遠藤）